

京都市中京区市民憲章推進者表彰要綱

平成16年1月16日制定

平成24年4月1日改正

平成25年11月15日改正

平成26年12月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、次の各号に掲げることを行うに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 中京区民(団体を含む。)のうち、京都市市民憲章を率先して推進し、特に区民の模範であると認められる者を、区民の総意により中京区長(以下「区長」という。)が表彰すること。
- (2) 京都市市民憲章推進者表彰要綱第6条第2項の規定に基づいて、区長が内申を行うこと。

(表彰の推薦)

第2条 区民及び区長は、前条各号に該当する者があるときは、その者を京都市中京区市民憲章推進者表彰審査会(以下「審査会」という。)に推薦することができる。

(被表彰者、被内申者の選定)

第3条 審査会は、第1条第1号により区長が表彰する者について、前条に定める推薦を受けて、別に定める審査基準(以下「審査基準」という。)に基づき審査し、被表彰者を選定する。

- 2 審査会は、第1条第2号により区長が内申する者について、前条に定める推薦を受けて、審査基準に基づき審査し、被内申者を選定する。

(審査会の組織、運営)

第4条 審査会は、次の各号の委員をもって組織する。この場合において、中京区市政協力委員連絡協議会会長会代表幹事については、東ブロック代表幹事と西ブロック代表幹事が毎年交互に委員に就任する。

- (1) 中京区市政協力委員連絡協議会会長会代表幹事
- (2) 中京区社会福祉協議会会長
- (3) 中京区地域女性連合会会長
- (4) その他区長が特に必要と認める者

- 2 審査会の運営の細目については、その都度、審査会において協議する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 表彰を受けた者は、表彰者名簿に登載し、永くその善行を伝えるものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年、原則として3月に行う。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、随時に表彰を行うことができる。

(死亡した者の表彰)

第7条 表彰を受けるべき者が死亡したときは、表彰状をその者の遺族に交付する。

(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則

この要綱は、改正の日から施行する。

附 則

この要綱は、改正の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。